

館林市役所庁舎内自動証明写真機設置事業者募集要項

1 趣旨

本件は、館林市役所庁舎内におけるスペースの有効活用および来庁者の利便性向上の観点から、自動証明写真機を設置および運営できる事業者の募集を行い、一般競争入札により、設置者を決定するものです。

設置を希望する場合は、「館林市自動販売機等設置に関する要綱」（以下、「設置要綱」という）、「館林市役所庁舎内自動証明写真機設置事業者募集要項」（以下、「募集要項」という）、「自動証明写真機設置に係る仕様書（以下、「仕様書」という）」および現地をご確認のうえ、応募してください。

2 公募内容

（１）施設使用形態

本件は地方自治法２３８条の４第２項第４号の規定に基づく、「行政財産の貸付け」を行うものであり、貸付方法は賃貸借契約によるものとします。

（２）設置機器

自動証明写真機１台

※【別紙１】仕様書のとおり。

（３）設置場所

館林市役所庁舎内１階

※【別紙２】館林市役所市民ホール配置図のとおり。

※現況と仕様書に相違がある場合は、現況を優先します。

（４）設置期間

令和８年１２月１日から令和１１年１１月３０日まで

※貸付期間の延長や契約の更新はありません。

（５）貸付料

売上金額に対する歩合率に消費税相当額を加えたものとします。

※【別紙１】仕様書のとおり。

（６）電気使用料

【別紙１】仕様書のとおり。

(7) 設置に関する注意事項

設置日開始および撤去日は、貸付期間内としてください。また、貸付期間中に機器の移設又は撤去が必要となった場合は、協議のうえ、市の指示に従ってください。

3 入札に付する事項

入札を行い、売上金額に対する歩合率により、貸付の相手方および貸付料を決定します。

(1) 参加資格

設置要綱第5条によるものとします。

※ただし、該当する業者がない場合、関東地方（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）に本店を有する法人とします。

(2) 提出場所及び応募申込期間

【提出方法】

持参又は郵送のみ

令和8年10月5日（月）から同年10月16日（金）まで※必着

【提出場所】

館林市役所市民課交付申請係（庁舎1階1番窓口）

住所：館林市城町1番1号

電話：0276-72-4111（内線670）

【提出書類】

【別紙3】館林市役所庁舎内自動証明写真機設置事業者募集に係る参加申込申請書類のとおり

※提出書類を基に資格等について審査を行い、要件を満たしている応募者を対象として入札を行います。なお、期限までに申込書を提出しない者は、本入札に参加することができません。

※入札参加資格の有無を確認後、令和8年10月20日（火）に、申請者あてに入札参加資格確認通知書を送付いたします。

なお、参加資格のある方に対しては、入札書様式及び入札参加にあたっての留意事項を送付いたします。

また、当該結果の通知後であっても、不正等が判明した場合には、入札参加

資格を取り消します。

※入札参加者の事前公表はいたしません。

【申込期間】

令和8年10月5日（月）から同年10月16日（金）まで

※土日等閉庁日を除く、午前9時から午後5時まで

入札参加資格確認を行い、10月20日（火）に入札者に入札参加資格確認通知書を送付致します。

（3）質問及び回答

①質問方法

入札の内容等に質問がある場合は、下記のとおり行うものとします。

【提出書類】

募集要項様式1

【受付期間】

令和8年9月14日（月）から同年9月18日（金）まで

【提出方法】

電子メールとし、件名を次のとおりにしてください。

件名：「【企業名】自動証明写真機設置事業者募集について」

※窓口及び電話での質問には応じられません。

【提出先】

館林市役所 市民環境部 市民課 交付申請係

Mail：shimin@city.tatebayashi.gunma.jp

【回答方法】

回答は館林市役所ホームページにて掲載致します。

《掲載期間 令和8年9月28日（月）から同年10月2日（金）まで》

（4）入札書の記載方法

募集要項様式4を使用し、作成してください。また、入札書は貸付料率をアラ

ビア数字で、小数点第2位まで記入してください。なお、最低歩合率は25.0%とします。最低歩合率未満の入札や貸付歩合率の訂正は認めません。

4 入札及び開札・落札者の決定

(1) 開札

令和8年11月4日(水)午前11時より館林市役所505会議室にて、提出された入札書を受領し、最も高い貸付歩合率を提示した者を落札者として決定いたします。また、貸付歩合率が同率となった場合には、当該同率となった入札者がくじを引くことにより、落札者を決定いたします。

(2) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とします。

- ① 入札参加資格のない者がした入札
- ② 自動証明写真機設置に係る仕様書【別紙1】に記載された機能等を満たしていない提案をしたもの
- ③ 入札参加申込書及びその添付書類に虚偽の内容が記載されているもの
- ④ 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- ⑤ 入札書の提出方法、提出先、提出期限などが守れなかった者
- ⑥ 入札書に入札者の記名押印がないもの又は識別しがたいもの
- ⑦ 最低歩合率未満の入札
- ⑧ 入札書に記載した貸付歩合率を訂正したもの
- ⑨ 談合その他の不正行為によって行われたと認められる入札

(3) 運用管理

- ①商品補充、品質管理、売上金回収、つり銭補充などの維持管理は設置事業者が行うこととします。
- ②故障、問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において対応することとします。
- ③故障等の保守メンテナンスは、自動証明写真機に故障時等のサポート連絡先を明記してください。
- ④毎月の売上金及び利用者数の管理を適切に行ってください。